

「以和貴苑指定居宅介護支援事業所」利用契約書

利用者(甲)

社会福祉法人 以 和 貴 会
事業者(乙) 以和貴苑指定居宅介護支援事業所

(契約の目的)

第1条 乙は介護保険法の定めるところにより、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営む事のできるよう甲に対し、適切な介護サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

(契約の期間)

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の14日前までに甲から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

(居宅介護サービス計画立案及び変更の援助及び管理)

第3条 乙は、介護保険法に定める介護支援専門員を担当者として指定し、居宅サービス計画の作成を支援します。

- 2 乙は、甲が居宅サービス計画(ケアプラン)の変更を希望する場合は、速やかに担当介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。
- 3 乙は、甲の受ける在宅サービス利用状況について、甲からのサービス利用に関する苦情等相談を受け、必要に応じてサービスを点検し、給付管理表の作成・提出ほか関連機関との連絡調整を行います。

(契約の終了)

第4条 次の各項のいずれかに該当する場合には、本契約は終了します。

- (1) 甲が死亡した場合
- (2) 要介護認定により甲の心身の状況が自立と判定された場合
- (3) 甲が介護保険施設に入所した場合
- (4) 第5条に基づき、甲から解約の申し入れがあった場合
- (5) 第6条に基づき、本契約の解除の要件に該当した場合

(甲の解約権)

第5条 甲は乙に対し、いつでも本契約の解約を申し入れることができます。この場合には、14日前までに乙に届け出るものとします。

(乙の解除権)

第6条 乙は甲に対し、甲の非協力など乙間の信頼関係を損壊する行為をなし、改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが不可能となったときは、本契約を解除することができます。

(損害賠償)

第7条 乙は、本契約に基づく居宅介護支援サービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により甲に生じた損害について賠償する責任を負います。第8条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、甲又は甲の家族に重大な過失がある場合は、損害賠償責任を減じることができるものとします。

(秘密保持)

第8条 乙及び乙の従業員は、居宅介護支援サービスを提供する上で知り得た甲及び甲の家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了後も継続します。

2 乙は乙の従業員が退職後、在職中に知り得た甲及び甲の家族の秘密を漏洩することがないよう必要な措置を講じます。

3 乙は、甲の個人情報を用いる場合は甲又は甲の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、甲又は甲の家族の個人情報を用いません。

(記録の整備・閲覧)

第9条 乙は、甲に対する居宅介護支援サービスの実施に際して記録を作成し、その完結の日から5年間保管します。

2 乙は甲又は甲の家族に対し、いつでも保管する甲に関する記録、書類の閲覧・複写に応じます。

※但し、複写の実費を請求することがあります。

(虐待の防止のための措置)

第10条 乙は虐待防止のための指針に基づき、防止にむけての取り組みと、対策を講じ、指針に基づく対応を行います。

(感染症と自然災害対策)

第11条 乙は感染症と自然災害対策を講じ、ご家族、地域、行政と協力して、甲の安全の確保と、事業継続に努め、有事の際には指針に基づく対応を行います。

(契約外条項)

第12条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、甲と誠意をもって協議し定めるものとします。

令和 年 月 日

(甲)

私は、この契約書に基づく居宅介護支援サービスの利用を申し込みます。

サービス利用者

住 所

氏 名

印

電 話

署名代行者

住 所

氏 名

印

続 柄

電 話

(乙)

私は、居宅介護支援事業者として、甲の申込みを受諾し、本契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事 業 者

住 所 鹿児島県鹿屋市串良町細山田 5902 番地 3

法人名 社会福祉法人 以和貴会

代表者 理事長 西 丸 晴 彦 印

電 話 0 9 9 4 - 6 2 - 2 4 3 0

事 業 所

住 所 鹿児島県鹿屋市串良町下小原 3 1 0 3 番地 2

事業所名 以和貴苑指定居宅介護支援事業所

施設長名 所 長 西 丸 晴 彦

電 話 0 9 9 4 - 6 2 - 8 8 8 1

鹿屋市指定 4 6 7 7 1 0 0 0 4 4 号

サービス内容説明書

【以和貴苑指定居宅介護支援事業所】

当事業所があなたに提供するサービスは、以下のとおりです。

1. 居宅サービス計画の作成

(1) 提供するサービス計画の手順は次のとおりです。

- ① ご自宅に訪問し、あなたやご家族からお話を伺います。
- ② あなたの同意を得て、主治の医師等に意見をお尋ねする事があります。
- ③ 介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
- ④ サービス計画の内容、利用料、保険の適用等一切をご説明し、同意を得ます。
- ⑤ 福祉・保健・医療サービス及び関係機関の情報の提供
- ⑥ 要介護認定の申請、変更手続きの代行
- ⑦ 関連機関等の連絡調整
- ⑧ 給付管理表の作成・提出
- ⑨ サービス事業者のサービス内容のチェック

(2) サービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう適切にサービスを提供します。

(3) サービスの提供は懇切丁寧に行い、判りやすいように説明をします。ご不明の点がありましたら、いつでも担当職員にお尋ねください。

2. 担当職員

☆ あなたを担当する介護支援専門員は（ ）です。

(1) 職員は常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも提示をお求め下さい。

(2) なお、当事業所の監督責任者は（所長 西丸晴彦）です。苦情等がありましたら遠慮なくご連絡下さい。（TEL：0994-62-2430）

3. 担当職員の変更

あなたはいつでも担当の職員の変更を申し出る事ができます。その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

当事業所は、担当の職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の職員を変更することがあります。その場合には事前に、あなたの同意を得ます。